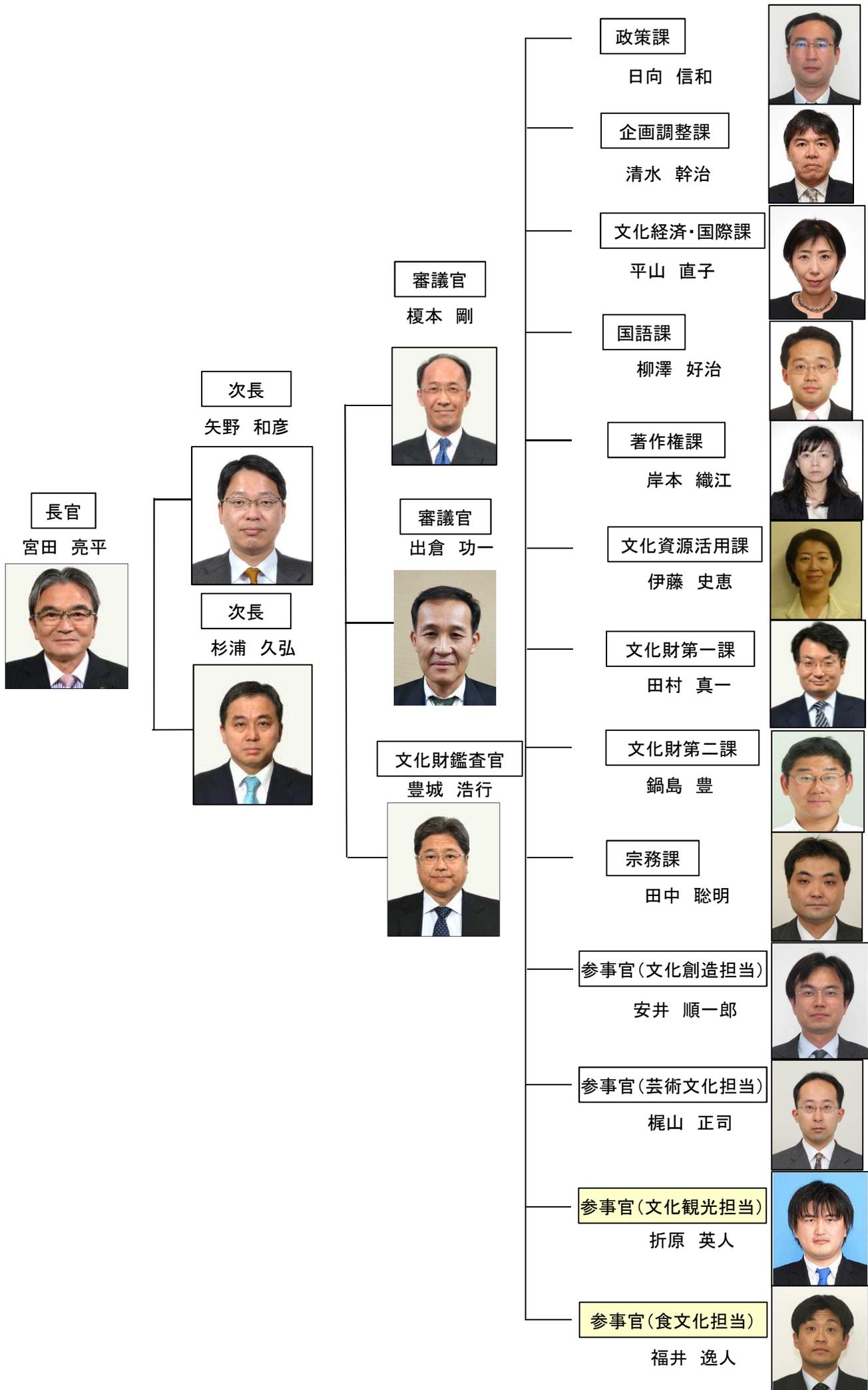

政策課



文化庁幹部職員 (令和3年1月現在)



令和2年度 文化庁 第3次補正予算(案)の概要

I. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

○コロナ禍における文化芸術活動支援 370億円

「新たな日常」における文化芸術関係団体等による積極的な活動の支援のほか、文化施設のコロナ禍の新たな活動に向けた環境整備に必要な経費等の支援を行う。

○子供の文化芸術の鑑賞・体験等総合パッケージ 40億円

新型コロナウイルス感染症の影響等により失われた子供の文化芸術の鑑賞・体験機会や伝統文化・生活文化等の体験・修得の機会を提供するとともに、劇場・音楽堂等での子供の実演芸術等の鑑賞・体験の機会を提供する取組を支援する。

○日本博イノベーション型プロジェクト 10億円

コロナ禍でも文化芸術の魅力発信・誘客効果を高められる工夫を講じて実施される新規性・創造性が高いプロジェクトへの支援、国内外への戦略プロモーションを行い、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、文化による「国家ブランディング」の強化等を図る。

○文化資源活用推進事業 8億円

地方自治体が主体となり、地域の文化芸術資源を活用し、国内観光需要や訪日意欲の喚起による地方への誘客及びポストコロナ時代の新しい文化芸術活動等の構築に取り組む事業を支援する。

○地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業 2億円

地方博物館等が自らの所蔵品を活かしつつ、国が有する当該地域にゆかりのある文化資産の貸与を受けて実施する、地域の歴史・文化・風土等をテーマとした展示活動について支援する。

○国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開 0.2億円

「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした国等有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催する。

○地域無形文化遺産継承のための新しい生活様式支援事業 2億円

コロナ禍の地域の無形文化遺産に対して、デジタル化やオンライン配信等、新しい生活様式に対応した継承基盤を整備することによって、国内観光の需要喚起及びインバウンドの回復に向けた地域の魅力発信など、地域無形文化遺産を活用した取組を支援する。

○文化資源の高付加価値化の促進 8億円

富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

○博物館等の国際交流の促進

4億円

海外館と連携し、ポストコロナに向け持続的な国際交流モデルを構築することにより、「新たな日常」に対応した収益力の強化等の経営転換や、日本文化の発信機能の強化を図る。

○国立文化施設の機能強化

11億円

国立文化施設の感染症対策に配慮した新たな形態の革新的公演の演出、所蔵作品のデジタル化や発信力強化等、ナショナルセンターとしての機能を強化し、文化施設の収益構造の転換に広く繋がるような先進的な取組みを推進する。

Ⅱ. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

○国立文化施設の施設整備

19億円

コロナ禍における国立文化施設の感染症対策や質の高い展示環境の整備に向けた取組みや、新しい観劇環境の整備に向けた取組みなど、ポストコロナを見据えた環境整備等を推進する。

○文化財の防火・防災、修理・整備対策

72億円

「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」に基づき、国民共有の貴重な財産である文化財に対して必要な防火・防災対策を行うとともに、耐震対策や国指定等文化財の修理・整備のうち、特に緊急性が高いものを早急を実施する。

○文化財の災害復旧

5億円

令和2年7月豪雨等の自然災害による文化財指定地内の崩落や倒木及び建造物等の棄損によるものについて、周辺住民、来訪者等の安全確保や二次災害防止に向けた災害復旧のための修理・整備を実施する。

合 計

551億円

令和3年度 文化庁予算(案)の概要

(単位:億円)

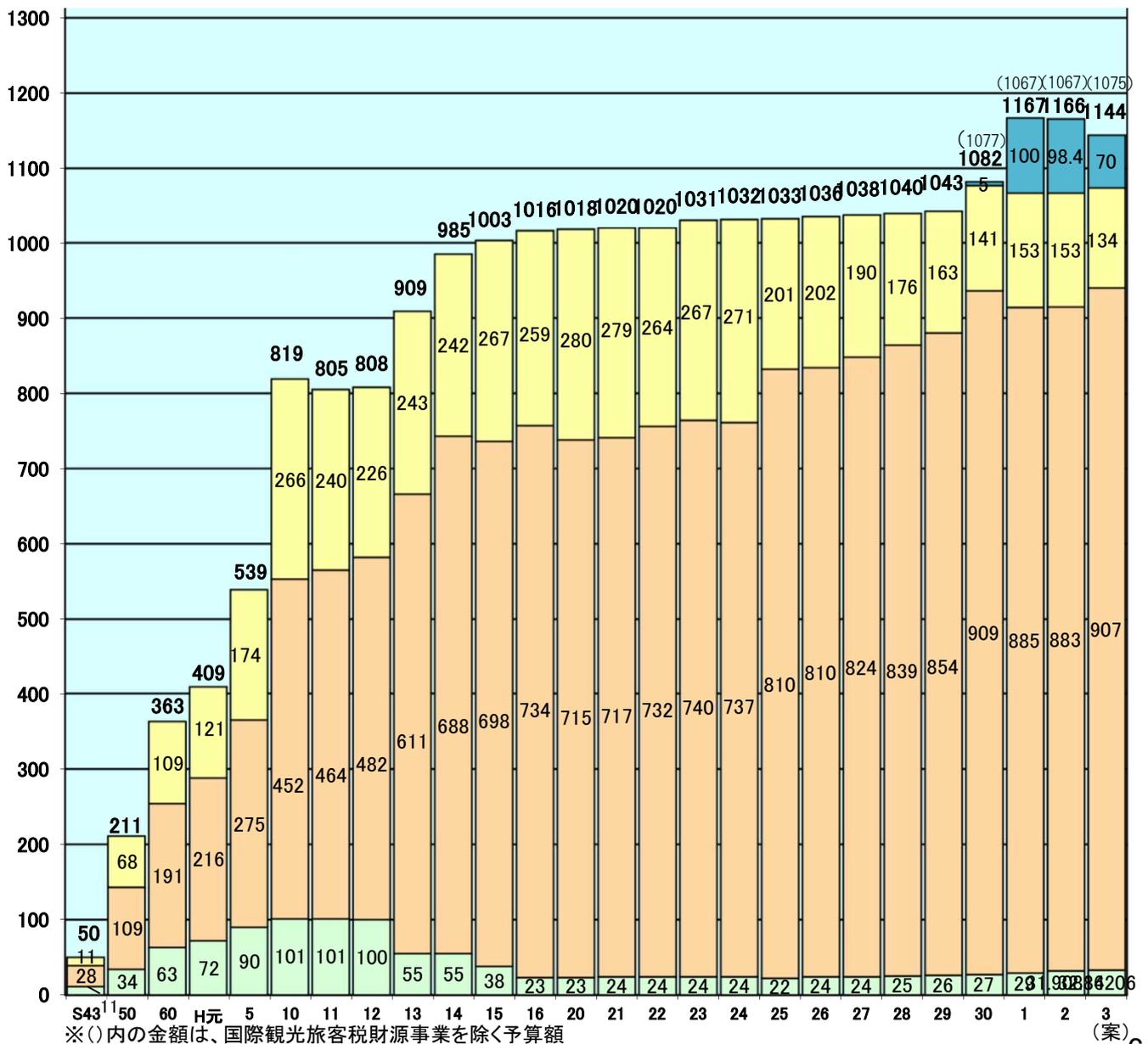
区 分	前年度予算額	令和3年度 予算額(案)	増△減額	増△減率	備 考
				0.7%	
文化庁予算	1,067	1,075	8	0.7%	2年度第3次補正 予算額(案)551億円

※上記のほか、国際観光旅客税財源を充当する事業 :69.7億円
復興特別会計に被災ミュージアム再興事業: 2.5億円を計上。

◇ 文化芸術の力で未来を切り拓く ◇

- ◆文化芸術の創造・発展と人材育成
- ◆文化財の確実な継承に向けた保存・活用
- ◆文化発信を支える基盤の整備・充実

文化庁予算の推移〔使途別〕



令和3年度 文化庁予算(案)の概要

(単位:億円)

区 分	前年度予算額	令和3年度 予算額(案)	増△減額	増△減率	備 考
文化庁予算	1,067	1,075	8	0.7%	2年度第3次補正 予算額(案)551億円

※上記のほか、国際観光旅客税財源を充当する事業 :69.7億円
復興特別会計に被災ミュージアム再興事業: 2.5億円を計上。

◇ 文化芸術の力で未来を切り拓く ◇

- ◆文化芸術の創造・発展と人材育成
- ◆文化財の確実な継承に向けた保存・活用
- ◆文化発信を支える基盤の整備・充実
- ◆文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

3年度予算額(案) (前年度予算額)

1. 文化芸術の創造・発展と人材育成

2年度第3次補正予算額(案):428億円
218.7億円(213.6億円)

(1)文化芸術創造活動への効果的な支援

62.7億円(62.0億円)

① 舞台芸術創造活動活性化事業

33.4億円(33.4億円)

舞台芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動を推進し、各芸術団体の芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。

- ・複数年計画支援 74団体
- ・公演事業支援(一般) 80件
- ・公演事業支援(ステップアップ) 6件

② メディア芸術の創造・発信プラン

10.5億円(10.2億円)

アニメーションやマンガ等のメディア芸術の創造・発信を促進するため、メディア芸術祭の開催、若手クリエイターの人材育成支援、世界的なフェスティバルとの連携による海外発信を行うとともに、メディア芸術作品のアーカイブ化・データベース化を推進することで、我が国のメディア芸術の国際的評価の維持・向上を進める。

- ・メディア芸術グローバル展開事業(メディア芸術祭開催・メディア芸術海外展開等)
- ・メディア芸術連携基盤等整備推進事業
- ・メディア芸術人材育成事業

(2)新たな時代に対応した文化芸術人材の育成及び 子供たちの文化芸術体験の推進

85.7 億円 (82.0 億円)

① 文化芸術による創造性豊かな子供の育成

70.5 億円 (66.8 億円)

2年度第3次補正予算額(案):23億円

◆文化芸術による子供育成総合事業

55.1 億円 (53.3 億円)

学校・地域において文化芸術により、子供たちの豊かな感性・情操や創造力等を育むため、質の高い文化芸術や地域の伝統文化など多様な文化芸術に触れる環境の充実を図るとともに、子供たちが身近な地域で文化芸術活動に親しむための環境整備を図る。

・巡回公演事業:1,550公演程度、合同開催事業:490公演程度、
公演芸術家の派遣事業:3,150公演程度、コミュニケーション能力向上事業:200件程度

2年度第3次補正予算額(案):6億円

◆伝統文化親子教室事業

14.4 億円 (12.9 億円)

子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等を体験・修得できる機会を提供する。(3,800教室、40地域、10団体程度)

◆地域文化倶楽部(仮称)の創設に向けた実践研究

1.0 億円 (0.6 億円)

子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施する。

・地域部活動推進事業
・地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業

令和2年度第3次補正予算額(案)

〇コロナ禍における文化芸術活動支援

370 億円

① コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業

250 億円

新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を巻き込みつつ、「新たな日常」における新しい文化芸術活動のイノベーションを図るとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する。

② 文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業

50 億円

劇場・音楽堂等、博物館の文化施設における公演や展覧等の実施に際して、感染症防止対策のガイドラインを踏まえた取組への支援を行う。また、コロナ禍の「新たな活動」に向けた文化施設の配信等に必要機材等の環境整備の支援を行う。

③ 大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン

70 億円

大規模で質の高い日本の文化芸術水準を向上させるような公演等を支援し、需要喚起や業界全体の活性化を図る。また、地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心として、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流等の公演や展示・展覧会等を開催し、地域の文化芸術の振興を推進する。

2. 文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進

2年度第3次補正予算額(案):80億円

459.9億円 (463.0億円)

(1)文化財の適切な修理等による継承・活用等

386.0 億円 (394.7 億円)

2年度第3次補正予算額(案):43億円

① 建造物の保存修理等

130.6 億円 (129.6 億円)

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理等に対する補助を行う。
・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業(200件程度) 等

2年度第3次補正予算額(案): 7億円

② 美術工芸品の保存修理等

12.9億円(12.8億円)

材質が脆弱で経年による風化や材質疲労等による損傷が進行した国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理等に対する補助を行う。
・地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業(20件程度)
・国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業(200件程度) 等

(2)文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等

72.3億円(66.7億円)

① 無形文化財の伝承・公開等

17.8億円(14.6億円)

重要無形文化財及び選定保存技術の保持者、保持団体等が行う伝承者養成等や、重要無形民俗文化財の保護団体等が行う伝承者養成や用具の修理に対して補助等を行う。また、新たに邦楽演奏家の拡大や邦楽器製作の担い手継承を進める。
・重要無形文化財保持団体等補助(35団体程度)、選定保存技術保存団体等補助(40団体程度)
・民俗文化財伝承・活用等事業(55件程度)、邦楽普及拡大推進事業(30団体程度) 等

2年度第3次補正予算額(案): 2億円

② 地域文化財の総合的な活用の推進

23.6億円(22.7億円)

地域の文化財の総合的な活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」等の策定、新たに計画に基づく地域の核となる文化財の整備等への支援を行うほか、「日本遺産」を通じて地域の活性化や観光振興を推進する取組に対する支援を行うとともに、伝統行事・民俗芸能を継承する取組や地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組を支援する。

(3)文化財防衛のための基盤の整備(一部再掲)

252.0億円(257.1億円)

2年度第3次補正予算額(案)【一部再掲】:46億円

① 災害等から文化財を護るための防災対策促進プラン

39.5億円(39.1億円)

世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画や近年多発する大地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、防火施設等の整備や、設計図や写真等のデジタル保存などの防災対策を行うとともに、文化財を護るための防犯、耐震対策等に対して補助を行う。
・建造物防災施設等整備
・美術工芸品防災施設等整備 等

② 文化財を支える伝統の技伝承基盤強化プラン

6.0億円(6.0億円)

文化財の保存技術や用具・原材料を次世代に継承するため、現在の状況の実態把握、技の継承や原材料確保等への支援、国内外への情報発信等を進める。

3. 文化発信を支える基盤の整備・充実

2年度第3次補正予算額(案):42億円

355.5億円(351.6億円)

2年度第3次補正予算額(案):12億円

(1)博物館等文化拠点機能強化・地域文化観光推進プラン

24.8億円(20.0億円)

博物館等の文化拠点としての機能強化や地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出。
・文化観光の推進
・地域と共働した博物館創造活動支援
・博物館等の国際交流の促進 等

2年度第3次補正予算額(案):31億円

(2)国立文化施設の機能強化・整備

312.3億円(312.3億円)

国立文化施設におけるコロナ対応等を踏まえた展覧・公演事業等の実施、収蔵品及び観覧・鑑賞環境の充実等を含め、ナショナルセンターにふさわしい機能強化を図る。

◆運営費交付金・施設整備費

・コロナ対応等を踏まえた観覧・鑑賞環境(オンライン配信等)の充実 等

- (3) 生活者としての外国人に対する日本語教育の推進** 9.9 億円 (9.5 億円)
- ① 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 5.0 億円 (5.0 億円)
 〔 都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。(40件程度) 〕
- ② 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 1.5 億円 (1.5 億円)
 〔 日本語教室が開設されていない市区町村に対してアドバイザーの派遣や日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。あわせて、インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供する。 〕
- ③ 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育 0.6 億円 (0.4 億円)
 〔 条約難民及び第三国定住難民に対し定住支援施設において日本語教育を実施するとともに、自主的な日本語学習の支援等を実施し、難民の自立促進を図る。 〕

【国際観光旅客税財源事業】

文化資源を活用したインバウンドのための環境整備 69.7 億円

- (1) 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充** 26.0 億円
 〔 文化庁を中心とした関係府省庁や地方自治体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源や国等が有する地域ゆかりの文化資産を活用した展示等を年間を通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、文化による国家ブランディングの強化、文化芸術立国の基盤強化、観光インバウンド需要回復を図る。 〕
- (2) Living History(生きた歴史体感プログラム)** 18.0 億円
 〔 文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(Living History)を支援することなどにより、文化財のインバウンド活用による地域活性化の好循環を創出する。また、訪日外国人観光客が多く見込まれる「日本遺産」や「世界文化遺産」などにおいて、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のためのコンテンツの作成等を行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。 〕
- (3) 日本文化の魅力発信** 8.0 億円
 〔 訪日外国人観光客の玄関口である主要な空港等及び観光地において、文化財を始めとする日本固有の文化資源を先端技術を駆使した効果的な発信を行い、消費の拡大と体験滞在の満足度向上を図る。また、日本文化の多様な魅力・コンテンツに関するオンラインでの旅前・旅後の魅力発信にも取り組む。 〕
- (4) 文化財・博物館等のインバウンド対応** 17.7 億円
 〔 訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施する。また、富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。 〕

都道府県等向け文化庁事業一覧（令和2年度）

※今後国会審議を踏まえて予算が決定されるものであり、記載内容が変更される可能性があることにご注意ください。

※文部科学省の代表電話（03-5253-4111）から、それぞれの内線にお問合せください。御不明点がございましたら文化庁政策課（内線：2809）にお問合せください

NO	事業名	R3予算(案)額 【百万円】	R2第三次補正 予算(案)額 【百万円】	事業種別	補助率 【%】	主な申請者	交付税措置の 有無	申請時期(見込み)	担当課	担当係	内線
1. 文化芸術創造活動の推進											
1	(1)戦略的芸術文化創造推進事業	585		委託事業	-	芸術団体、実行委員会	無	募集終了	参事官(芸術文化担当)	舞台芸術係	4777
2	(2)障害者等による文化芸術活動推進事業	349		委託事業	-	芸術団体、実行委員会	無	令和3年1月～2月頃(予定)	参事官(文化創造担当)	総括・政策研究グループ	075-330-6725
		25		補助事業	定額	都道府県・政令指定都市	無	令和3年1月～2月頃(予定)	参事官(文化創造担当)	総括・政策研究グループ	075-330-6725
3	(3)劇場・音楽堂等機能強化推進事業	2,430		補助事業	50	劇場・音楽堂等を設置する者	無	済	企画調整課	総括係	3143
4	(5)文化芸術創造拠点形成事業	981		補助事業	50%	都道府県、市町村	無	令和3年1月～2月	参事官(文化創造担当)	暮らしの文化・アートグループ	075-330-6737
4	(6)国民文化祭	275		支出委任	定額	開催決定都道府県	無	通年	参事官(芸術文化担当)	文化活動振興係	2832
	(7)全国高等学校総合文化祭	111		支出委任	定額	開催決定都道府県	無	通年	参事官(芸術文化担当)	文化活動振興係	2832
6	(8)コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業		24,995	補助事業	定額	芸術団体、文化施設	無	令和3年4月(予定)	参事官(芸術文化担当)	-	2828
7	(9)大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン		6,994	委託事業	定額	芸術団体等	無	令和3年3月末(予定)	参事官(芸術文化担当)	国際拠点担当	2836
2. メディア芸術の振興											
(1)メディア芸術グローバル展開事業											
8	①メディア芸術祭地方展	40		委託事業	-	法人格をもつ団体(地方公共団体等)	無	令和3年2月～3月頃(予定)	参事官(文化創造担当)	暮らしの文化・アートグループ	075-330-6731
3. 文化芸術による次世代人材育成											
9	(1)文化芸術による子供育成総合事業	5,507	2,318	委託事業	-	法人格を有する団体等、小中学校等	無	令和3年7月～8月、11月～12月 ※補正-令和3年4月以	参事官(芸術文化担当)	芸術教育推進係	2835
10	(2)地域文化倶楽部(仮称)の創設に向けた調査研究(新規)	101		委託事業	-	民間業者	無	令和3年2～3月	参事官(芸術文化担当)	文化活動振興係	2832
(3)伝統文化親子教室事業											
11	①教室実施型	1,106		委託事業	-	伝統文化等に関する活動を行う団体(伝統文化関係団体)等	無	済	参事官(文化創造担当)	広域文化観光・まちづくりグループ	075-330-6730
12	②地域展開型	95		委託事業	-	地方公共団体	無	済	参事官(文化創造担当)	広域文化観光・まちづくりグループ	075-330-6730
13	③統括実施型	150		委託事業	-	統括団体等	無	調整中	参事官(文化創造担当)	広域文化観光・まちづくりグループ	075-330-6730
14	(4)子どもたちのための伝統文化の体験機会回復事業		636	委託事業	-	実行委員会等	無	調整中	参事官(文化創造担当)	広域文化観光・まちづくりグループ	075-330-6730
4. 文化芸術の海外発信力の強化											
15	(1)アーティスト・イン・レジデンス活動を通じた国際文化交流促進事業	66		補助事業	定額	NPO法人、公益財団法人、地方公共団体等	無	令和3年1月～2月	参事官(文化創造担当)	暮らしの文化・アートグループ	075-330-6731
5. 有形文化財等の保存整備等											
(1)建造物の保存修理等											
①調査											
16	ア. 近代和風建築総合調査	5		補助事業	50	地方公共団体	無	済	文化資源活用課	支援係	2834
②保存修理											
17	ア. 登録文化財保存修理	108		補助事業	50	所有者等	有	済	文化資源活用課	支援係	2834
18	イ. 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	11,497	796	補助事業	50	所有者等	有	済	文化資源活用課	支援係	2834
19	③重要文化財等防災施設整備事業(重要文化財(建造物))	1,448	3,463	補助事業	50%～	所有者等	有	済	文化資源活用課	文化財防災推進係	4906
(2)美術工芸品の保存修理等											
20	①国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業	1,065	267	補助事業	50%～	所有者等	無	2月以降	文化財第一課	事業支援係	4835
21	②博物館等の防火対策		401	補助事業	50%～	所有者等	有	応相談	文化財第一課	事業支援係	4835
22	③重要文化財等防災施設整備事業(重要文化財(美術工芸品))	195		補助事業	50%～	所有者等	無	2月以降	文化財第一課	事業支援係	4835
23	④地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業	28		補助事業	50%～	地方自治体	無	2月以降	文化財第一課	事業支援係	4835
24	⑤美術工芸品保存修理用具・原材料管理等業務支援事業	17		補助事業	50%～	原材料生産者、地方自治体等	無	2月以降	文化財第一課	総括係	2886
(3)記念物等の保存整備・活用等											
25	①天然記念物緊急調査	27		補助事業	50	地方公共団体	無	済	文化資源活用課	支援係	2834
26	②史跡等保存活用計画策定	100		補助事業	50	地方公共団体等	無	済	文化資源活用課	支援係	2834

No.	事業名	R3予算(案)額 【百万円】	R2第三次補正 予算(案)額	事業種別	補助率 【%】	主な申請者	交付税措置の 有無	申請時期(見込み)	担当課	担当係	内線
27	③天然記念物再生事業	100		補助事業	50	所有者等	無	済	文化資源活用課	支援係	2834
28	④天然記念物食害対策	200		補助事業	2/3	地方公共団体	無	済	文化資源活用課	支援係	2834
29	⑤重要文化的景観保護推進事業	272	45	補助事業	50	地方公共団体	有	済	文化資源活用課	支援係	2834
30	⑥発掘調査等	3,002		補助事業	50	地方公共団体	無	済	文化資源活用課	支援係	2834
31	⑦歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	5,624	1,277	補助事業	50	所有者等	有	済	文化資源活用課	支援係	2834
32	⑧名勝調査	15		補助事業	50	地方公共団体	無	済	文化資源活用課	支援係	2834
33	⑨地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	550		補助事業	50	地方公共団体等	有	済	文化資源活用課	支援係	2834
34	⑩重要文化財等防災施設整備事業(史跡名勝天然記念物)	719	718	補助事業	50%~	所有者等	有	済	文化資源活用課	文化財防災推進係	4906
35	⑪重要文化財等防災施設整備事業(重要文化的景観)	9		補助事業	50%~	地方公共団体	有	済	文化資源活用課	文化財防災推進係	4906
	(4)伝統的建造物群基盤強化										
36	①伝統的建造物群基盤強化	1,579	116	補助事業	50	市町村	有	済	文化資源活用課	支援係	2834
37	②重要文化財等防災施設整備事業(重要伝統的建造物群保存地区)	235	6	補助事業	50%~	市町村	有	済	文化資源活用課	文化財防災推進係	4906
38	(5)指定文化財管理等	132		補助事業	50	地方公共団体等	有	済	文化資源活用課	支援係	2834
39	(6)史跡等の買上げ	10,002		補助事業	80	都道府県、市町村	無	例年1月にヒアリング実施後に申請	文化財第二課	総括係	4767
40	(7)地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業		174	補助事業	調整中	地方博物館・地方自治体等	無	調整中	文化財第一課	事業支援係	4835
	6. 無形文化財等の伝承・公開等										
41	(1)無形文化財の伝承・公開	652		補助事業	定額	保持者等	無	2月以降	文化財第一課	事業支援係	4835
42	(2)民俗文化財の保存修理等	338	103	補助事業	50%~	所有者等	無	2月以降	文化財第一課	事業支援係	4835
43	(3)文化財保存技術の伝承等	405		補助事業	定額	保持者等	無	2月以降	文化財第一課	事業支援係	4835
44	(4)ふるさと文化財の森構想	30		補助事業	定額	保持団体等	有	済	文化資源活用課	支援係	2834
45	(5)ふるさと文化財の森システム推進事業	20		補助事業	50	所有者等	有	済	文化資源活用課	支援係	2834
46	(6)重要文化財等防災施設整備事業(重要有形民俗文化財)	27		補助事業	50%~	所有者等	無	2月以降	文化財第一課	事業支援係	4835
47	(7)邦楽普及拡大推進事業	304		委託事業	-	高校、大学等	無	令和3年4月以降	文化財第一課	総括係	2886
	7. 地域文化財の総合的な活用の推進										
48	(1)地域計画等活用拠点形成事業	90		補助事業	定額	協議会等	無	令和元年11月~令和2年1月	参事官(文化創造担当)	広域文化観光・まちづくりグループ	075-330-6739
	(2)地域文化財総合活用推進事業										
49	①世界遺産	158		補助事業	定額	協議会	無		文化資源活用課	世界文化遺産企画係	4762
50	②ユネスコ無形文化遺産	12		補助事業	定額	協議会	無	令和2年12月~令和3年2月	文化資源活用課	無形文化遺産係	4698
51	③地域文化遺産・地域計画等活性化	738		補助事業	定額	協議会等	無	済	参事官(文化創造担当)	広域文化観光・まちづくりグループ	075-330-6739
52	④地域無形文化遺産継承基盤整備	415		補助事業	定額	協議会等	無	済	参事官(文化創造担当)	広域文化観光・まちづくりグループ	075-330-6739
53	⑤地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援	235		補助事業	定額	都道府県・市町村	無	済	参事官(文化創造担当)	広域文化観光・まちづくりグループ	075-330-6739
54	⑥地域無形文化遺産継承のための新しい生活様式支援事業		212	補助事業	定額	協議会等	無	調整中	参事官(文化創造担当)	広域文化観光・まちづくりグループ	075-330-6739
55	⑦地域のシンボル整備等	103	-	補助事業	50	市町村	無	調整中	文化資源活用課	総務係	2871
	8. 美術館・博物館活動の充実										
56	(1)博物館等文化拠点機能強化・地域文化観光推進プラン(新規)	2,475	1,184	補助事業等	66	実行委員会等(予定)	有	複数の事業により構成されているため、詳細については担当へ	参事官(文化観光担当)	総括係	4869
	9. 外国人に対する日本語教育の推進										
57	(1)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	500百万円の内数		補助事業	50	無	無	令和3年1月~2月	37	国語課	協力推進係
	10. 国際観光旅客税財源事業										
	(1)「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充										
58	①主催・共催型プロジェクト	2,600百万円の内数		委託事業	-	地方公共団体及び民間事業者等	無	令和3年1月15日~2月1日	参事官(芸術文化担当)	新文化芸術創造活動推進室	4827
59	②イノベーション型プロジェクト		1,040百万円	補助事業	調整中	地方公共団体及び民間事業者等	無	調整中	参事官(芸術文化担当)	新文化芸術創造活動推進室	4827
60	③文化資源活用推進事業		803	補助事業	50%	地方公共団体	無	令和3年2月頃	参事官(文化創造担当)	暮らしの文化・アートグループ	075-330-6737
61	④国際的文化フェスティバル展開推進事業(長期開催型)	2,600百万円の内数		補助事業	50%~	地方公共団体等	無	令和3年1月15日~令和3年2月1日	参事官(芸術文化担当)	国際拠点担当	2836
62	⑤「地域ゆかりの文化資産」地方展開促進事業	2,600百万円の内数		補助事業	50%	地方博物館・地方自治体等	無	調整中	文化財第一課	事業支援係	4835
	(2)Living History(生きた歴史体感プログラム)事業								文化資源活用課		
63	①Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業	1,800百万円の内数		補助事業	50	法人又は協議会等	無	2月頃	文化資源活用課	事業係	3159
	②観光拠点整備事業										
64	ア.文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業	1,800百万円の内数		補助事業	50	所有者等	有	2月頃	文化資源活用課 文化財第一課	支援係 事業支援係	2834 4835
65	イ.文化遺産観光拠点充実事業	1,800百万円の内数		補助事業	50	協議会	有	2月頃	文化資源活用課	専門官付	2872

NO	事業名	R3予算(案)額 【百万円】	R2第三次補正 予算(案)額	事業種別	補助率 【%】	主な申請者	交付税措置の 有無	申請時期(見込み)	担当課	担当係	内線
	③地域文化財総合活用推進事業										
66	ア. 地域計画等	1,800百万円の内数		補助事業	50	協議会等	無	令和2年12月～令和3年1月	参事官(文化創造担当)	広域文化観光・まちづくりグループ	075-330-6739
67	イ. 地域文化遺産	1,800百万円の内数		補助事業	50	協議会等	無	令和2年12月～令和3年1月	参事官(文化創造担当)	広域文化観光・まちづくりグループ	075-330-6739
68	ウ. 世界遺産	1,800百万円の内数		補助事業	50	協議会等	無	12月頃	文化資源活用課	世界文化遺産企画係	4762
69	エ. ユネスコ無形文化遺産	1,800百万円の内数		補助事業	50	協議会等	無	令和3年4月以降	文化資源活用課	無形文化遺産係	4698
	(3)日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信										
70	①文化財所有者が行う日本文化の魅力発信	799百万円の内数		補助事業	50%～	所有者等	無	3月以降	文化財第一課	事業支援係	4835
	(4)文化財・博物館等のインバウンド強化事業										
71	①文化財多言語	1,770百万円の内数		補助事業	1/3	所有者、地方公共団体等	無	2月頃	文化資源活用課	専門官付	2869

令和3年度 文化庁関係税制改正

○美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充【相続税】

優れた美術品の一層の公開促進のため、特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度について、登録有形文化財登録基準の改正を前提に、適用対象となる特定美術品の範囲に製作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを加える。

個人



**特定美術品を寄託しており、
相続後も当該寄託を継続する場合、
当該美術品に係る相続税の8割が猶予**



⇒ **相続税猶予の対象となる財の類型に
製作後50年を経過していない
美術品のうち一定のものを追加**



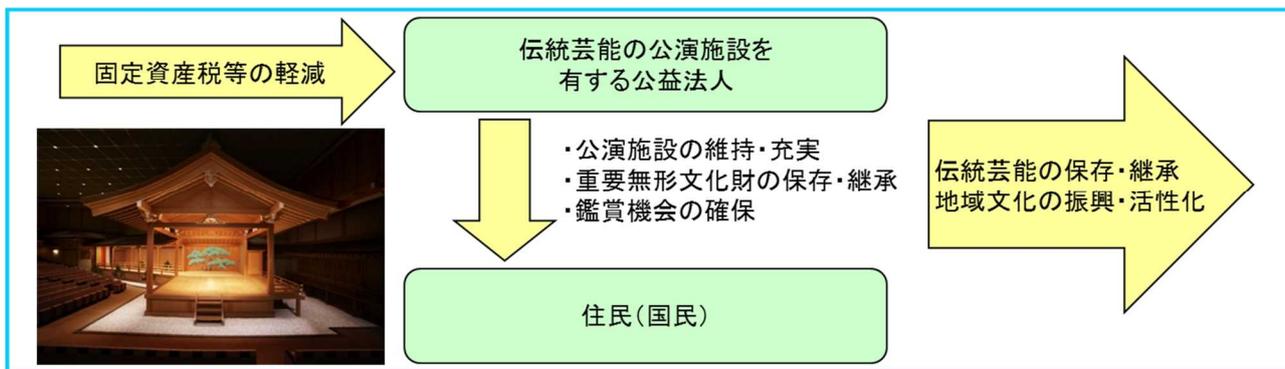
寄託先美術館

特定美術品

文化財保護法に基づく認定保存活用計画に記載されたものであって、重要文化財（美術工芸品）もしくは登録有形文化財のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの

○公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する能楽堂（重要無形文化財である伝統芸能の公演のための施設）に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置（課税標準2分の1）について、適用期限を2年延長する（令和5年3月31日まで）。



参 考 『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』（平成24年法律第49号）

第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

R3年度地方財政措置について（文化関係）

【単独事業】

◇授業目的公衆送信補償金制度に係る財政措置【新規】

授業目的公衆送信補償金制度の開始に伴い、令和3年度に発生する補償金支払いに必要な費用を措置。

< 普通交付税 >

【補助事業】

◇外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業の実施経費【新規】

（国費4.6億円、地方負担額4.6億円）

市町村が実施する外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担について措置。

< 特別交付税 >

◇文化施設を中核とした地域における文化観光推進事業【継続】

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の策定・実施のための事業にかかる経費について措置。

< 特別交付税 >